

令和 2 年第 1 回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 花 田 明 仁

副委員長 工 藤 健

1 開催日 令和2年3月6日（金曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

- 議案第67号 （仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会条例の制定について
- 議案第71号 青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 青森市中央卸売市場業務条例及び青森市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 青森市霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第1号 青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その1
- 請願第2号 青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その2
- 請願第3号 青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その3
- 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	村川みどり
副委員長	工藤健	委員	木下靖
委員	館山善也	委員	藤田誠
委員	山本武朝	委員	丸野達夫
委員	中村美津緒		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農林水産部次長	永澤治
市民部長	坪真紀子	農林水産部次長	佐々木秀文
経済部長	木村文人	農林水産部中央卸売市場長	鳥谷部勝男
経済部理事	百田満	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	長谷川敬
農林水産部長	梅田喜次	教育委員会事務局参事	奥崎文昭
教育委員会事務局理事	佐々木淳	教育委員会事務局参事	田中聡子
農業委員会事務局長	三上正俊	教育委員会事務局参事	葛西俊一
市民部次長	柿崎哲男	市民協働推進課長	杉山潔
経済部次長	荒内隆浩	中央卸売市場管理課長	中村敦
経済部次長	横内信満	関係課長	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

議事調査課主査 山 内 克 昌

○花田明仁委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

初めに、工藤教育委員会事務局教育部長が忌引のために欠席となります。それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件及び請願3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第67号「（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第67号「（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料をごらんください。

本条例の制定理由につきましては、（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業を行う事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施に当たり厳正かつ公正な執行を図るため、（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会を附属機関として設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、条例設置の目的であります。本事業を実施する事業者を選定するため、提出された提案書について、提案価格のみならず、事業計画、整備内容、維持管理、運営、公募対象公園施設等に関する提案内容を総合的に審査した上で決定することとなります。

審査に当たりましては、各分野における専門的知識を有する者による厳正な評価・審査が必要なため、附属機関として選定委員会を設置するものであります。

次に、条例の内容について御説明させていただきます。資料の2ページをごらんください。

第1条につきましては、条例の趣旨を明らかにするものであります。

次に、第2条につきましては、委員会の設置について規定するものであり、事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、委員会を設置するものであります。

第3条につきましては、委員会の所掌事務について規定するものであります。第1号では、事業者の選定基準を審査することを規定してあります。第2号では、提出された申請書類等の内容を審査することを規定してあります。第3号では、事業者を選定し、市長に対してその結果を報告することを規定してあります。

次に、3ページをごらんください。第4号では、前3号のほか、事業者の選定に関し、市長が必要と認める事項を調査・審議することを規定してあります。

のであります。

第4条につきましては、委員会の委員数について、7人以内をもって組織することを規定しているものであります。

第5条につきましては、委員会の委員の構成、服務、解嘱または解任について規定しているものであります。第1項では、委員会の委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者で構成することを規定しているものであります。第2項では、守秘義務を規定しているものであります。第3項では、守秘義務に違反したことが判明したとき、または職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは解嘱または解任することを規定しているものであります。

次に、4ページをごらんください。

第6条につきましては、委員会の委員長、副委員長について規定しているものであります。第1項では、委員長は委員の互選、副委員長は委員長の指名により定めることを規定しているものであります。第2項及び第3項では、委員長及び副委員長の職務を規定しているものであります。

第7条につきましては、委員会の会議について規定しているものであります。第1項では、会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になることを規定しているものであります。第2項では、会議成立の定足数として、委員の半数以上の出席が必要であることを規定しているものであります。第3項では、委員会の議事の決定方法として、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することを規定しているものであります。第4項では、委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができることを規定しているものであります。

次に、5ページをごらんください。

第8条につきましては、条例で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることを規定するものであります。

次に、附則第1項につきましては、本条例の施行期日を規定しているものであります。

附則第2項につきましては、条例第3条第3号の規定による報告の日をもって、自動的に条例の効力を失うことを規定しているものであります。

以上、議案第67号について御説明いたしました。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 まず、一般質問で明らかになったのは、この選定委員会は来年度3回程度開催して、12月ぐらいまでには事業者を決定するという中身だったと思うんですけれども、それでよろしいですか。

○花田明仁委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 村川委員のお話のとおり、一応来年度3回程度予定しており、現段階では12月までには決めたいというふうに考えております。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 設置目的の中の、専門的知識を有する者というのは、例えばどういう知識を持つ者になるのでしょうか。

○花田明仁委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 選定委員会というのは、アリーナ自体が都市公園であることや、建設するので建築、あとはスポーツ、経済などの分野、この4つの分野で専門的知識を有する者というふうにして考えております。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 何とか士みたいなの、資格を持った人なども想定しているのでしょうか。

○花田明仁委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 特に資格を求めているものではありません。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私たち日本共産党はアリーナ整備自体に反対していて、まず総事業費は、今98億円くらいと言っているんですけども、そのほかにかかる、例えば、接続部分の工事がどれくらいかかるかや、全体の事業費の説明が全くないことなど、市民が全くこの事業を知らされていない中で進めているということもあって、今回この事業には反対しているので、選定委員会の設置にも反対する立場です。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第71号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

御説明いたします。

資料をごらんください。

成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、同法に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年成立、令和元年6月14日に公布されております。

この関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省においては、印鑑登録証明事務処理要領を改正いたしまして、同要領において、印鑑の登録を受けることができないものとするとして規定していた「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改め、令和元年12月14日から実施する旨、同年11月19日付で、各都道府県に通知したところであります。

これらを踏まえ、本市においても、成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請または登録事項の修正の届け出を受けた場合、申請または届け出を受け付けすることができるよう、登録の資格について改正を行うものであります。

改正の内容について、別紙新旧対照表で御説明いたします。

条例第2条第2項において、印鑑の登録を受けることができない者として規定している「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものです。

最後に、施行期日については公布の日としております。

以上、議案第71号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

説明は以上となります。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 ちょっとそもそものところで教えていただきたいのですが、改正前は成年被後見人で、これが改正後、意思能力を有しない者になったということで、具体的にはどういうふうになったのですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 委員お尋ねのものについては、実際の窓口の業務でどう変わるのかというような御趣旨でのお尋ねかと思うのですが、まず、成年被後見人というのは、判断能力が欠けているのが通常の状態の方でありますので、お一人で窓口のほうに印鑑登録の届け出にいらっしゃった場合は、意思能力を有しない者としてのこととなりますので、印鑑の登録はできませんが、御本人がおいでになり、なおかつ法定代理人、この場合ですと成年後

見人が同行いたしまして、御本人も登録したい、成年後見人もそれに同意して同行しているという状況であれば、印鑑登録ができるものとするというふうな形に改めた内容であるというのが実情であります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうすると、改正前は成年被後見人と後見人と、2人で来た場合は印鑑登録はできたのですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 成年被後見人——成年後見を受けている方というだけで、今までは印鑑登録手続ができなかったものであります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 それは、後見人が同伴していてもだめだったということですね。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 お見込みのとおりであります。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「青森市中央卸売市場業務条例及び青森市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 議案第76号「青森市中央卸売市場業務条例及び青森市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第76号は「青森市中央卸売市場業務条例」及び「青森市公設地方卸売市場業務条例」の2本の条例を改正するものですが、その基本的な考え方や条文の構成等は同様であることから、配付しております「青森市中央卸売市場業務条例の一部改正の概要」をもとに作成した資料で御説明させていただきます。

初めに、資料の1ページをごらんください。

まず、「1 制定理由」についてですが、平成30年6月22日に卸売市場法

の一部を改正する法律が公布され、令和2年6月21日に同法が施行されることに伴い、本市場においても、法の趣旨を踏まえ、売買取引の活性化を図ることを基本的な考え方として、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正卸売市場法の概要」についてですが、卸売市場が生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が規定する取引ルールを遵守し、中央卸売市場を農林水産大臣が、地方卸売市場を都道府県知事が認定し、国及び都道府県が開設者を指導・検査監督していくこととなります。

このほか、開設者につきましては、中央卸売市場はこれまで都道府県または人口20万人以上の市としておりましたが、その要件はなくなり、民間も開設が可能となります。

また、国等の関与については、認可あるいは許可から認定に変更され、卸売業者に対する許可については廃止されたほか、全国一律の取引ルールの規定については、一部原則廃止となり、公平・公正な取引を確保するための共通ルールのみが規定されております。

次に、条例改正の内容につきましては、本来であれば、別紙1及び2の新旧対照表でそれぞれ、条文ごとに御説明すべきところですが、今回の条例改正につきましては、改正条文が多岐にわたることから、「3 条例改正の概要」で御説明させていただきたいと思っております。

初めに、「(1)卸売業者に関する事項」についてですが、卸売業務の許可等、卸売業者に関する事項は、現行法では、農林水産大臣が行うことになっておりますが、改正法では、この規定が廃止されたことから、開設者である市長が、当該事項について行うよう、新たに規定するものであります。

なお、第7条の2の卸売業務の許可から第12条の7の帳簿の区分経理までにつきましては、現行法をもとに規定しております。

次に、資料の2ページをごらんください。

「(2)開設者及び取引参加者が遵守しなければならない事項」についてですが、改正法では、公平・公正な取引を確保するため、開設者及び取引参加者が遵守しなければならない全市場共通のルールとして規定されており、これらの事項については、法により条例で定めることとされていることから、規定するものであります。

まず、第6条の2の開設者の責務についてですが、取引参加者に対する差別的取り扱いの禁止について、開設者の責務として、新たに規定するものであります。

第37条の「売買取引の方法」については、現行条例では、取扱品目ごとにせり売り等の売買取引方法を規定しておりますが、卸売業者が実情に応じた柔軟な取引を可能とするため、全品目で全ての取引方法を選択できるよう、改正するものであります。

第 38 条は、卸売業者の売買取引に係る条件の公表、第 41 条は、卸売業者の出荷者等に対する差別的取り扱いの禁止及び受託拒否の禁止、第 55 条から第 57 条までは、開設者及び卸売業者の卸売予定数量や販売価格等の公表に関する規定を改正するものであり、また、第 58 条及び第 63 条は、取引参加者の決済の方法を規定するものであります。

次に、「(3) 卸売市場ごとに規定することができる取引規制に関する事項」についてですが、現行法による全市場一律の取引ルールは、改正法では一部原則廃止となりますが、引き続き、取引ルールとして規定する場合は、法により、取引参加者の意見を聞くなど、公正な手続を踏み、卸売市場ごとに条例等で規定することができることとされていることから、市場関係者による検討委員会等で協議し、条文を整理いたしました。

まず、第 42 条の卸売の相手方の制限については、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に販売をしてはならないとする取引ルールを、第 51 条の仲卸業者の業務の規制については、仲卸業者が卸売業者以外の者から買入れて販売してはならないとする取引ルールを、今後も、公正な価格形成機能を発揮させるため、当該取引ルールを継続するとともに、例外規定に、販路拡大のための輸出連携による場合の規定を追加するものであります。

また、現行第 43 条の市場外にある物品の卸売の禁止、いわゆる商物一致の原則の規定については、物流の効率化を図る観点から、現行第 45 条の卸売業者の買受物品等の制限については、取引参加者が実情に応じた柔軟な取引を行うことができるよう、当該規定を削除するものであります。

次に、資料の 3 ページをごらんください。

「(4) 業務の効率化を図るため、事務手続きの簡素化等を行う事項」についてですが、第 48 条の受託契約約款の掲示及び第 60 条の手数料率については、周知方法をこれまでの市場内の掲示等に加え、社会環境の変化に対応するため、インターネットの利用を追加するものであり、第 49 条の販売前における受託物品の受領通知及び検収については、迅速な取引を行うため、卸売業者が委託者に対する通知について、これまで市が規定していた書面から、卸売業者による任意の書面へと改正するものであります。

第 65 条は、出荷奨励金及び完納奨励金の交付について規定するものですが、両奨励金の規定を 1 つにまとめるとともに、それぞれの交付については、卸売業者の経営判断に委ねるべきとの考えから、市長の承認を不要とするものであります。

次に、「(5) 市場業務の適正かつ健全な運営を確保するための事項」についてですが、第 6 条の開場の時間は、市場の開場時間を実態に合わせ 24 時間に改正するとともに、せり売り及び入札の開始時刻を新たに規定するものであります。

第73条の2の指導及び助言については、市長が取引参加者に対し、条例に規定されている事項を遵守させるための指導及び助言を行う規定を、第75条の改善措置命令については、卸売業者の財務状況が基準を下回った場合、市長が卸売業者に改善措置を命ずることができるという規定を、改正法に基づき、それぞれ条文として追加するものであります。

また、第76条の監督処分については、現行法で過料の上限額は10万円と規定しておりましたが、改正法では当該規定が削除されたため、地方自治法における過料の上限額である5万円に改正するものであります。

「(6)改正法及び改正条例の根拠条項の廃止に伴い、条例から削除となる事項」についてですが、現行第38条の相対取引の承認申請及び別表第1から第3については、改正後は全品目で全ての取引方法を選択できるようになるため、当該規定を削除するものであります。

また、現行第40条及び第52条の卸売業者及び仲卸業者の業務の規制については、卸売業者及び仲卸業者が市場外の開設区域で業務を行う場合の規定であります。農林水産大臣が指定する開設区域が、改正法で廃止されたことに伴い、当該規定を削除するものであります。

「(7)その他、文言の整理等を行う事項」についてですが、表に記載の条項について、それぞれ文言の整理等を行うものであります。

最後に、「4 施行期日」については、法の施行期日に合わせ、令和2年6月21日からとしております。

なお、冒頭でも申し上げましたが、青森市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、ただいま御説明いたしました内容と、基本的な考え方や条文の構成等は同様であり、これに準じたものとなっております。

以上、議案第76号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

説明については以上です。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 非常に中身が難しく、ちょっと勉強をしたのも含めて、それから前後することもあるかもしれないのですけれども、幾つか質疑をしていきたいと思っております。

まず、これまで公的な関与をしてきたことがなくなるということで、そういう懸念が1つあるということ、それからもう1つは、食品衛生管理の問題で、この今回の条例改正によって食品衛生管理の責任者というのはどういうふうになるのでしょうか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** まず、今回卸売市場法の改正に至った背景についてであります。近年の大型スーパーマーケット、あるいは外食チェーン等による産地直接取引の増加やインターネット販売の拡大など、食品流通システムの多様化に伴いまして、卸売市場を取り巻く状況が大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、このたび国による取引の一律規制を含めて、卸売市場法の抜本的な見直しが行われたものであります。

次に、第2については、H A C C Pの関係のお尋ねだと思っておりますけれども、H A C C Pについては、基本的に卸売市場内の各業者が自主的に行うことになっております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 今までも公設だったので、市が管理の責任を担っていたと思うのですが、条例改正によって、そうすればおのおのの卸売業者がその責任を持つということによろしいですか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 御指摘のとおりです。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** それから、国の関与が許可から認定になっているんですけども、許可から認定になったことでどういうことになるのか、どういう違いがあるんでしょうか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 法令用語において、認可とは、法令に定められた一定の要件を満たすと認め、行政機関が許可すること、許可とは法令によって一般的に禁止されているが、行政機関が認めることにより可能となること、認定とは、一定の基準を満たしているかどうかに対して、行政機関がその確認を行い、事実認定をすることということになっております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** ということは、どういうふうになるのでしょうか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 法令用語の解釈でいえば、例えば許可は、得ていなければ禁止されている行為であるため、許可を受けていない場合は処罰の対象となります。一方、認可は、禁止されている行為を許すものではないため、原則として処罰の対象とはなりません。法律上の効力を完成させるためのもので、その認可を受けずに行われた行為は無効になるということになります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それから、今回、現行法第7条の2は、市長が卸売業者の許可を行うよう規定を新設ということは、市長が開設者になるということではなくて、市長がその許可を行うことになるということでしょうか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 今回の法改正によりまして、開設者は、条例の中で市長という位置づけであります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 開設者は市長。それでは、その場合、認定市場は開設者は市長だけれども、そのほかに、認定市場以外でも卸売業者が市場開設できるということでしょうか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 御指摘のとおりです。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ということは、市長が開設者としてある認定市場と、それから、卸売業者がどこでも開設できる非認定市場が、市内に共存して存在することが可能になるということでしょうか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 今回の法改正により、事実上そのような取り扱いといたしますか、村川委員がおっしゃったことは可能となります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、今言ったような、認定されずに開設された市場、非認定市場の品質管理責任者の設置はどういうふうにして義務づけるのでしょうか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 今、認定されない市場というお言葉がありましたけれども、認定は、国が行うこととなります。ですから、認定されていない市場というのは基本的にあり得ないです。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 認定市場は市長が開設者としてあって、それ以外の卸売業者が開設する非認定市場は、国が許可するということですか。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 開設主体が行政機関であれ民間であれ、その認定は国が行うこととなります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ということは、その品質管理責任者の設置も、非認定市

場にも義務づけられているということでしょうか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** ですから、繰り返しになりますけれども、非認定市場というのはありません。結局、民間であれ地方公共団体であれ、認定については国が行うことになりますので、認定されない場合は卸売市場を開設できないということになります。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** わかりました。それでは、第42条で、第三者販売の禁止に関して関わる条文だと思うんですけども、第三者販売の禁止は継続ということなんですけれども、農林水産部長の先ほどの答弁だと、検討委員会を設置して検討してきたというような話だったんですけども、それでよろしかったですか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 一般質問の中で、市場の御答弁をしましたが、これまで検討委員会の中で11回検討委員会を開催しまして、市場関係者の中で十分協議を重ねて条文を整理してまいりました。

また、今回はインターネットというか市のホームページを通して取引参加者からの御意見も募集しまして、それを踏まえて今回の条例の提出に至ったということでもあります。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 今その、第三者販売は禁止するということなんですけれども、大手の流通資本とかが参入する可能性はあるのでしょうか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 第三者販売とは、卸売業者は市場における卸売業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならないとすることになっております。

ただ、例外として、第三者販売が可能となるのは、市場における入荷量が著しく多い場合、仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後に残品が生じた場合、他の市場の卸売業者や農林漁業者との連携の業務、これについてはいわゆる他市場への転送ということになっておりますが、それに基づく場合などが可能となっております。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** ということは、大手流通資本は参入することはないということでしょうか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 市場内において取引ができるというのは、基本的に卸売業者、仲卸業者、売買参加者ということになっております。その売買

参加者の中に、今、大手の云々とおっしゃいましたけれども、それらの方々が登録されていれば、取引は可能となります。ですので、まず、売買参加者の登録ということが基本的な前提となります。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 売買参加者の中に、大手の流通資本とかが入ってくる可能性は否定できないということによろしいですね。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** それにつきましては、申請があった場合に、市場内に取引委員会というのがあります。その中で十分協議し、売買参加者の中に加えるかどうかについて協議することになります。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** その取引委員会の中には、どういうメンバーが入っているのですか。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 担当課長から説明させます。

○**花田明仁委員長** 中央卸売市場管理課長。

○**中村敦中央卸売市場管理課長** 中央卸売市場管理課長の中村と申します。

取引委員会のメンバーですが、出荷者団体の代表者——青森農業協同組合ですとか青森市漁業協同組合ですとか、それと卸会社、青森市中央卸売市場で営業している卸売業者全社、そして仲卸業者の団体、そして学識経験者として青森公立大学の先生方がメンバーとして入っております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 今回の卸売市場法の改正で、一番懸念されるのが大手資本が入ってきて、生産者に対して、価格下げろというふうな値下げの要求をされるのが一番懸念されていて、生産者にとっても、私たち消費者にとってもいいことはないというふうに言われています。生産者や消費者に、今回条例を改正することで、大きな影響とか、どのような影響があるというふうに考えているのでしょうか。

花田明仁委員長 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** ただいま申し上げましたように、今回の条例改正に当たっては、卸売業者、仲卸業者など市場関係者と検討委員会を立ち上げて、これまでの取引ルールを含めた市場業務全般を協議し、いただいた御意見を踏まえて条例改正案を整理したものであります。例えば、検討委員会の中で、現行では原則禁止となっている第三者販売や直荷引きについては、卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されることから、卸売市場が有する公共性と役割を踏まえて、これら第三者販売や直荷

引きの原則禁止は継続することにしたところです。

このほか、検討委員会では迅速で柔軟な売買取引、業務の効率化など市場取引の活性化を図ることを目的に、十分協議してまいりました。したがって、条例改正後においても、引き続き、当卸売市場を通じて生鮮食料品等の円滑な流通と安定供給が図られ、市民生活の安定が図られるものと考えております。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 国の改正では、原則、第三者販売の原則禁止をなくしているんですけれども、今回、青森市の改正にはこのルールは一応継続ですけれども、大手資本が入ってくる可能性も否定はできないということなので、この仲卸業者とかが懸念していることが払拭できないのかなという懸念もありますし、これまで公的に行われてきた適正な価格や透明性、公平性ということが十分担保されないのではないかと懸念が残っています。なので、私たちはこの条例に反対するということを申し上げて、質疑を終わります。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** ちょっと教えてほしいのですが、青森市中央卸売市場と地方卸売市場は併設ということでしたよね、現在。

○**花田明仁委員長** 農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 公設地方卸売市場は現在「花き部」が該当しております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 76 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立多数であります。よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「青森市霊園条例の一部を改正する条例の制定について」及び請願第 1 号「青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その 1」から請願第 3 号「青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その 3」については、関連がありますので、一括議題といたします。

本案の内容及び本請願に対する意見・対策等について当局から説明を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 議案第 82 号「青森市霊園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

配付資料をごらんください。

本件は、青森市月見野霊園に設置する合葬墓の使用者資格、使用料等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要であります。まず、第 3 条は、用語の定義について定めるものであり、これまでの墓地区画に加え新たに合葬墓が加わることから、一般墓地区画と合葬墓に係る区画を区別するため、一般墓地と合葬墓について新たに定義するものです。

また、合葬墓に備える納骨室及び合葬室についても定義するものであり、用語の意義については、それぞれ資料に記載のとおりです。

それでは、合葬墓が加わることにより新設する条項を中心に、その主なるものを御説明いたします。

第 9 条は、使用者の資格についての定めですが、第 3 項において、合葬墓に係る使用許可を受けることができる者について、一般墓地使用許可を受けていない者で、次のいずれかに該当するものとし、第 1 号として、本市に住所を有し、焼骨を保有する者と、第 2 号として、本市以外の区域に住所を有し、死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨を保有している者と、第 3 号として、本市に住所を有する満 70 歳以上の者で、自己の死後に合葬墓における焼骨の収蔵または埋蔵を希望する者といたします。

また、第 4 項では、第 3 項の規定にかかわらず、一般墓地に埋蔵している焼骨を合葬墓に改葬し、一般墓地を返還しようとする者も、合葬墓使用許可を受けることができることといたします。

次に、第 10 条の 2 は、合葬墓の使用制限についての定めですが、第 1 項において、合葬墓使用許可を受けた者は、第 9 条第 3 項第 3 号に掲げる者として合葬墓使用許可を受けた者を除き、速やかに焼骨を収蔵し、または埋蔵しなければならないことを、第 2 項においては、合葬墓使用許可を受けようとする者は納骨室を使用するか否かを選択し、使用するに当たっては、その使用期間は、納骨室の使用許可を受けた日から起算して 20 年とすることを、第 3 項において、納骨室の使用期間を経過したときは、焼骨を合葬室に埋蔵するものとするのを、第 5 項において、納骨室に収蔵する焼骨は埋蔵されたことのないものに限ることを、第 7 項において、合葬室に埋蔵された焼骨は返還しないことを、第 8 項において、自己の死後において焼骨が合葬墓に収蔵され、または埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておかなければならないことを定めます。

次に、第 10 条の 3 は、立入制限についての定めですが、納骨室及び合葬室には、霊園の管理に従事する者以外の者は立ち入ることができないことを定

めます。

次に、第 10 条の 4 は、記名板の使用についての定めですが、第 1 項において、合葬墓使用権者は届け出て、記名板を使用することができることを定めます。

次に、第 15 条は、使用料についての定めですが、合葬墓の使用料については、第 1 項において、納骨室と合葬室を使用する場合は 1 体につき 9 万 8000 円、合葬室のみを使用する場合は 1 体につき 6 万 2000 円といたします。

なお、一般墓地から合葬室に改葬する場合は、改葬する焼骨の体数にかかわらず、返還する一般墓地の一区画につき 6 万 2000 円といたします。

この使用料につきましては、受益者負担を原則とし、施設の整備に要した経費と、今後見込まれる管理運営経費の合計額や、納骨室・合葬室の収容可能数に基づき算出したものであります。

具体的には、まず全ての利用者が使用する合葬室の使用料については、記名板を除く合葬墓全体の整備費及び施設の耐用年数である今後 50 年間の管理運営経費、合わせて約 5 億 6800 万円から、納骨室に特化した経費、約 7200 万円を除き、利用者数 8000 体として、1 体につき 6 万 2000 円と算定したところです。

また、納骨室及び合葬室の使用料につきましては、納骨室に特化した整備費と納骨室に係る今後 50 年間の管理運営経費、合わせて約 7200 万円を、納骨室利用者 2000 体として、納骨室利用 1 体あたり 3 万 6000 円と算定し、合葬室使用料と合算し、1 体につき 9 万 8000 円としたところであります。

また、第 4 項では、合葬墓使用許可を受けようとする者が、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項の支援給付を受けている者に該当するときは、合葬室の使用料を 5 割減額することができることといたします。

次に、第 10 条の 4 第 2 項は、記名板の使用料についての定めですが、記名板の使用料を 1 体につき 3 万 4000 円といたします。

次に、その他の改正といたしまして、資料記載のとおり、用語の定義の改正に伴う字句の整理と条ずれの修正を行うほか、規定を明確化するに必要な所要の改正を行います。

最後に、施行期日については、令和 2 年 4 月 1 日といたします。

なお、別紙 2 に、合葬墓の施設概要と今後のスケジュール予定を記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上、議案第 82 号「青森市霊園条例の一部を改正する条例の制定について」の御説明であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、請願第1号及び請願第2号並びに請願第3号「青森市の合葬墓条例案に対する請願書」について、市の考え方を説明いたします。

請願第1号については、合葬墓関連の条例が可決・施行後は、合葬墓使用料の引き下げを検討していただきたいこと、請願第2号については、合葬墓関連の条例が可決・施行後は、施設が満杯になり次第、10年単位で増設する計画を立てていただきたいこと、請願第3号については、合葬墓関連の条例が可決・施行後は、生活保護受給額よりも低い年金で生活している人も半額の対象にしていきたいことという内容であります。

まず、請願第1号については、ただいま議案第82号で御説明いたしましたとおり、合葬墓使用料の算定に当たっては受益者負担を原則とし、施設の整備に要した経費と、今後見込まれる管理運営経費の合計額や、納骨室・合葬室の収容可能数に基づき算出したものであります。

繰り返しとなりますが、具体的には、全ての利用者が使用する合葬室の使用料については、記名板を除く合葬墓全体の整備費及び施設の耐用年数である今後50年間の管理運営経費、合わせて約5億6800万円から、納骨室に特化した経費、約7200万円を除き、利用者数8000体として、1体につき6万2000円と算定、また、納骨室及び合葬室の使用料については、納骨室に特化した整備費と納骨室に係る今後50年間の管理運営経費、合わせて約7200万円を、納骨室利用者2000体として、1体当たり3万6000円と算定し、合葬室使用料と合算して、1体につき9万8000円としたものであります。

歳入ベースで見ますと、算定基礎上の50年間での歳入は、納骨室及び合葬室の使用料が9万8000円の2000体で1億9600万円、合葬室のみの使用料は6万2000円の6000体で3億7200万円、50年間での歳入の合計は5億6800万円となります。

したがって、50年間での歳入と歳出のそれぞれの合計額は約5億6800万円とほぼ同額となることから、請願書の趣旨にある1億円の余剰金は発生しないものであります。請願事項である合葬墓使用料の引き下げについては、検討する余地はないものと考えております。

次に、請願第2号についてであります。合葬墓の規模の算定に当たりましては、本市の死亡者数の推計や市民意識調査の結果等を考慮したほか、本市と同程度の人口や同タイプの合葬施設を有する自治体を参考に、納骨室は2000体、合葬室は約8000体収容とし整備しております。

使用許可数の見込みにつきましては、初年度は、遺骨をお持ちの方が195件程度、生前予約の募集枠は250件と見込み、類似施設を有する他都市のうち、人口規模や合葬墓収容数が近い都市の例によりますと、供用開始から3年程度経過いたしますと需要は落ち着くものと考えており、50年程度の供用を予定しております。

なお、5000 体で 40 年程度の供用を予定している、奈良県橿原市の事例を申し上げますと、供用開始初年度は、納骨室の使用許可数が 117 体、合葬室の使用許可数が 206 体でありましたが、4 年目になりますと、納骨室が約 8 割減の 21 体、合葬室が約 7 割減の 67 体となっており、請願書の趣旨にある「10 年で満杯になる」ということは想定できないところであります。

したがって、10 年単位で増設する計画を立てていただきたいとの請願事項については、その必要はないものと考えております。

最後に、請願第 3 号についてであります。使用料は施設使用の対価であり、使用者のみが利益を享受するため、全額負担していただくことが基本であると考えております。

しかしながら、近年、生活保護を受給していた方が亡くなった際に、遺骨を引き取る方がいないケースが残念ながら毎年あることから、生活保護受給者等について、特例として減額制度を設けたものであります。

また、合葬墓の使用料の設定に当たっては、設計の見直しを行い、当初の整備案よりも使用料は縮減を図っており、減額対象者を拡大することは考えていないものであります。

請願に対する説明は以上となります。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 この合葬墓、長年の市民の皆さんの大きな願いだったので、条例自体には賛成します。とても歓迎されています、市民の方からも。ただ、やっぱり 9 万 8000 円は高いんじゃないかという声もいただいているのは事実です。ですので、条例自体には賛成なんですけれども、請願の趣旨にあるように使用料を何とか引き下げるように検討してほしい、あるいはこういう需要があるので満杯になった場合は検討してほしい、そして 3 番目は特に切実だと思うんですけれども、生活保護基準よりも低い年金で暮らしている人がたくさんいるので、やはりそういう人も 5 割減額の対象にしてほしいというのは本当に切実な願いだと思うので、ぜひ検討していただきたいという請願でもあることから、前向きに検討していただきたいという意見です。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第 82 号についてお諮りいたします。

議案第 82 号については、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号については、可決すべきものと決しました。

次は、請願第 1 号についてお諮りします。

請願第 1 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 1 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立少数であります。よって、請願第 1 号については、不採択とすべきものと決しました。

次は、請願第 2 号についてお諮りいたします。

請願第 2 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 2 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立少数であります。よって、請願第 2 号については、不採択とすべきものと決しました。

次は、請願第 3 号についてお諮りいたします。

請願第 3 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 3 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立少数であります。よって、請願第 3 号については、不採択とすべきものと決しました。

次に、議案第 85 号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 議案第 85 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

配付資料のほうをごらんいただきたいと思います。

初めに、1の提案理由であります。令和元年12月11日開催の本常任委員会におきまして御報告したとおり、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団と一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社が統合し、一般財団法人青森市文化観光振興財団となることに伴い、青森市文化会館等の指定管理者として再指定するため、提案するものであります。

次に、2の管理を行わせる施設につきましては、青森市文化会館、青森市民ホール、青森市合浦亭、青森市民美術展示館、青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場の6施設となっております。

次に、3の指定管理者となる団体及び指定期間であります。合併後の団体の所在等は、資料記載のとおりであります。指定管理者としての指定期間につきましては、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の残期間であります。令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間としております。

なお、合併の効力発生日は、本年4月1日となります。

以上、議案第85号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)